平成２５年（フ）第１７１３号
札幌市西区八軒10条東３丁目５番19号　ローズコート101号
債務者　平山　禎雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２２号
札幌市東区中沼西１条１丁目９番17号
債務者　有田　郁史
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２３号
札幌市東区中沼西１条１丁目９番17号
債務者　有田江里子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４４号
札幌市清田区北野５条３丁目４番27号　コーポ一岡Ｆ―101号
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６４号
札幌市豊平区平岸４条10丁目４番１―203号
債務者　佐藤　亜矢（旧姓中鉢）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８００号
札幌市豊平区中の島１条４丁目５番９号　マンション花園１階右
債務者　牧野　秀光
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０１号
札幌市豊平区中の島１条４丁目５番９号　マンション花園１階右
債務者　牧野　明美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２１号
札幌市西区発寒12条11丁目６番９―203号
債務者　鈴木ルミ子（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３７号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６―202号
債務者　鵜城　博代
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４２号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番16号　グランドール鈴木205号
債務者　馬場浩一郎
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４６号
札幌市東区北15条東７丁目１―30　フロンティア157―1003号、住民票上の住所札幌市手稲区曙２条５丁目11番15号
債務者　野崎　圭子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６８号
札幌市白石区北郷４条３丁目２番12―101号
債務者　歌住　愛子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８２号
北海道千歳市清流４丁目２番26号　アメニティハイムⅠ201号
債務者　扇谷　克己
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８５号
住民票上の前住所札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―901号
債務者　三浦　晴美（旧姓武藏）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０７号
札幌市白石区南郷通９丁目北５番１号　グランメール南郷通９―101号、住民票上の住所札幌市厚別区厚別西１条１丁目７番20―202号
債務者　佐々木勇介（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０９号
札幌市東区北39条東５丁目１番５―302号
債務者　五十嵐厚子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１２号
札幌市豊平区月寒東３条16丁目５番２号　ルーベデンス月寒102号
債務者　駒谷　昭光
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部